

○別府市餅ヶ浜棧橋の設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年6月10日

規則第24号

改正 令和2年9月14日規則第62号

(目的)

第1条 この規則は、別府市餅ヶ浜棧橋の設置及び管理に関する条例（平成23年別府市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開場時間の延長)

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定により別府市餅ヶ浜棧橋の開場時間を延長する期間及び当該期間の開場時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から5月31日まで及び9月1日から9月30日まで
午前7時から午後6時まで
- (2) 6月1日から8月31日まで 午前6時から午後7時まで

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、別府市餅ヶ浜棧橋使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、使用を希望する日の2週間前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項に規定する申請に対し、条例第5条第1項の許可をしたときは、別府市餅ヶ浜棧橋使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用の変更の申請及び許可)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに、別府市餅ヶ浜棧橋使用変更申請書（様式第3号）に前条第3項の規定により交付を受けた使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に対し、適当と認めるときは、別府市餅

ケ浜栈橋使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第5条 条例第7条第2項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する事業に使用する場合は、使用料を免除することができる。
- (2) 国及びその他公共団体が市民福祉向上のために使用する場合は、使用料を免除することができる。
- (3) 市を含む実行委員会等が、公共の福祉の増進を目的とする事業に使用する場合は、使用料を免除することができる。
- (4) 市が共催して実施する事業に使用する場合は、使用料の5割を減額することができる。
- (5) その他市長が特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別府市餅ケ浜栈橋使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する申請があった場合は、使用料の減額又は免除の適否を決定し、別府市餅ケ浜栈橋使用料減免決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（一部改正〔令和2年規則62号〕）

（使用料の還付）

第6条 条例第7条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めたときは、既納の使用料のうち当該各号に定める割合に相当する額を還付するものとする。

- (1) 市長の都合により使用を取り消したとき 100パーセント
- (2) 使用者の責任によらない天災地変等の理由により使用することができないとき 100パーセント
- (3) 使用者が使用する3日前までに使用の取りやめを申し出た場合で、

市長が相当の理由があると認めるとき 100パーセント

- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別府市餅ヶ浜
栈橋使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申請があった場合は、使用料の還付の適否を
決定し、別府市餅ヶ浜栈橋使用料還付決定通知書(様式第8号)により
当該申請をした者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(令和2年9月14日規則第62号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

別府市餅ヶ浜栈橋使用申請書							
別府市長	あて				年	月	日
		申請者	住所				
		氏名			印		
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者の氏名)							
電話番号							
次のとおり申請します。							
1 使用者(団体)名							
2 使用目的							
3 使用面積	平方メートル						
4 使用予定人数	人						
5 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間						
※ 上記申請に基づき次のとおり決定いたしたい。					決 裁	・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当 者				
					起 案	・ ・	
1 決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない	処 理 欄	公印番号	納入通知書	領収書番号	収入調定	
2 使用料	円						
3 備考							

様式第2号(第3条関係)

別府市餅ヶ浜栈橋使用許可書 第 年 月 日 号 殿 別府市長 印 年 月 日付けで申請のありました別府市餅ヶ浜栈橋の使用について、 次のとおり許可します。	
1 使用者(団体)名	
2 使用目的	
3 使用面積	平方メートル
4 使用予定人数	人
5 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
6 使用料	円
7 許可条件	

様式第3号(第4条関係)

別府市餅ヶ浜栈橋使用変更申請書					
年 月 日					
別府市長		あて			
		申請者 住所			
		氏名			
		印			
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者の氏名)					
電話番号					
次のとおり申請します。					
1 許可番号	年 月 日 第 号				
2 変更事項	変更項目	変 更 前	変 更 後		
	<input type="checkbox"/> 使用期間	月 日 から 月 日 まで 日間	月 日 から 月 日 まで 日間		
	<input type="checkbox"/> 使用面積	平方メートル		平方メートル	
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
3 変更理由					
※ 上記申請に基づき次のとおり決定いたしたい。					決 裁
部 長	課 長	係 長	担 当 者
				起 案	. .
1 決定区分	<input type="checkbox"/> 変更を許可する <input type="checkbox"/> 変更を許可しない				
2 決定理由					

様式第6号(第5条関係)

別府市餅ヶ浜棧橋使用料減免決定通知書			
			第 年 月 日 号
殿			
別府市長			印
年 月 日付けで申請のありました使用料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。			
1 使用者(団体)名			
2 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
3 申請内容			
4 決定区分	<input type="checkbox"/> 減額(%) <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減免しない		
	規 定 使 用 料	減 免 す る 額	減 免 後 の 使 用 料
	円	円	円
5 減免しない理由			
6 備 考			

様式第7号(第6条関係)

別府市餅ヶ浜栈橋使用料還付申請書			
			年 月 日
別府市長	あて	申請者 住所	
		氏名	印
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者の氏名)			
電話番号			
次のとおり申請します。			
1 使用者(団体)名			
2 使用面積	平方メートル		
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
4 申請理由			
5 申請区分	規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号		
6 使用料納付年月日及び納付額	年 月 日	納付額	円
※ 上記申請に基づき次のとおり決定いたしたい。			
課 長	係 長	担 当 者	決 裁 ・ ・
			起 案 ・ ・
1 決定区分	<input type="checkbox"/> 100%還付する (還付金額 円) <input type="checkbox"/> 還付しない		
2 決定事由			
3 処 理 欄	収 入 調 定	還 付 年 月 日	
4 備 考			

様式第8号(第6条関係)

<p>別府市餅ヶ浜棧橋使用料還付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">別府市長 印</p> <p>年 月 日付で申請のありました使用料の還付について、次のとおり決定しましたので通知します。</p>	
<p>1 決定区分</p>	<p><input type="checkbox"/>100%還付する (還付金額 円)</p> <p><input type="checkbox"/>還付しない</p>
<p>2 還付しない理由</p>	
<p>3 備考</p>	

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

(一部改正〔令和 2 年規則 6 2 号〕)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 6 条関係)